

官報

号外 昭和三十八年六月五日

第四十三回 参議院會議錄第二十三号

昭和三十八年六月五日(水曜日)

午前十一時四分開議

議事日程 第二十三号

昭和三十八年六月五日

午前十一時開議

第一 日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件

第二 中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件

第三 緊急質問の件

第四 河川法案(趣旨説明)

第五 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 海運業の再建整備に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 日本原子力船開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件

第一六 中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件

第一七 緊急質問の件

第一八 建築基準法の一部を改正する法律案

第一九 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

第二〇 海運業の再建整備に関する臨時措置法案

第二一 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

第二二 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

第二三 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

第二四 地方財政法の一部を改正する法律案

第二五 大蔵省設置法の一部を改正する法律案

第二六 日本原子力船開発事業団法案

第二七 中小企業投資育成株式会社法案

第二八 日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件

第二九 中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件

第三〇 緊急質問の件

第三一 建築基準法の一部を改正する法律案

第三二 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

第三三 海運業の再建整備に関する臨時措置法案

第三四 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

第三五 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

去る五月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田畑 金光君

大蔵委員 永末 英一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 永末 英一君

大蔵委員 田畑 金光君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 光村 基助君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 牛田 寛君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 阿部 竹松君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 浅井 亨君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 同

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案可決報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長において採択した宇都宮地方

法務局坂西出張所存置に関する諸願外

三件の諸願は、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、衆議院議員足鹿覺君、同

首藤新八君、同白濱仁吉君、参議院議

員北村暢君及び同河野謙三君が肥料審

議会委員に就くことができることを議決し

た旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員淡谷慈藏君、同

大野市郎君、同倉成正君、同湯山勇

君、参議院議員白井勇君及び同堀本宜

実君で米価審議会委員に就くことができ

ることを議決した旨内閣に通知した。

去る五月三十日議長において、左の常

任委員の辞任を許可した。

内閣委員 塩見 俊二君

地方行政委員 西田 信一君

同 小沢久太郎君

法務委員 後藤 義隆君

同 亀田 得治君

農林水産委員 青田源太郎君

同 藤野 繁雄君

同 山口 重彦君

同 武藤 常介君

同 武藤 常介君

同 武藤 常介君

運輸委員	前田佳都男君	同日、議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	農林水産委員	谷口 慶吉君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員	武藤 常介君		同	同	松野 孝一君	日本原子力船開発事業団法案可決報告書
地方行政委員	青田源太郎君		同	同	平島 敏夫君	開拓者資金融通法の一部を改正する法律案修正議決報告書
同	藤野 繁雄君		同	同	青田源太郎君	同日内閣から左の報告書を受領した。昭和三十一年度第三・四半期における予算使用状況報告書
法務委員	前田佳都男君		同	同	竹中 恒夫君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同	山口 重彦君		同	同	高山 恒雄君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
農林水産委員	西田 信一君		同	同	武藤 常介君	科学技術振興対策特別委員
同	小沢久太郎君		同	同	堀本 宜実君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	亀田 得治君		同	同	岡村文四郎君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
商工委員	塩見 俊二君		同	同	前田佳都男君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
運輸委員	後藤 義隆君		同	同	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。			同	同	科学技術振興対策特別委員	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
科学技術振興対策特別委員	阿部 竹松君		同	同	牛田 寛君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	浅井 亨君		同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
科学技術振興対策特別委員	光村 甚助君		同	同	北條 雋八君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	牛田 寛君		同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。			同	同	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興
対策特別委員 北條 雋八君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興
対策特別委員 牛田 寛君

同日議長は、パキスタン共和国国会議長モウルヴィ・タミズウッデイン・カーン氏宛、去る五月二十九日早朝、東パキスタンに起つたサイクロンと津波による災害につき左の見舞電報を発送した。

今回、貴國東パキスタンにおける悲惨な災害の報に接し、まことに痛心に堪えません。
ここに参議院を代表して心から同情の意を表します。

一昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 村上 義一君

建設委員 市川 房枝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 市川 房枝君
建設委員 村上 義一君

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房会計課長今竹義一君は警視庁総務部長に、警察庁保安局長野田章君は近畿管区警察局長に去る五月三十一日付をもってそれぞれ任命され、また同日付をもって警察庁警務局長事務取扱新井裕君は同事務取扱を、厚生省公

衆衛生局長事務代理館林宣夫君は同事務代理をそれぞれ免ぜられ、労働省労働基準局長大島靖君は去る五月三十日付をもって退職となったので政府委員はいずれも自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

警察庁長官官房会計課長 浅沼清太郎君
警察庁警務局長 中原 晴君
警察庁保安局長 大津 英男君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君
労働省労働基準局長事務代理 大野雄二郎君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 川野 三睦君
文教委員 二木 謙吾君
商工委員 豊田 雅孝君
運輸委員 前田佳都男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 前田佳都男君
文教委員 豊田 雅孝君
商工委員 二木 謙吾君
運輸委員 川野 三睦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 前田佳都男君
文教委員 豊田 雅孝君
商工委員 二木 謙吾君
運輸委員 川野 三睦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 前田佳都男君
文教委員 豊田 雅孝君
商工委員 二木 謙吾君
運輸委員 川野 三睦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員会

理事 後藤 義隆君(後藤義隆君の補欠)

理事 松野 孝一君(松野孝一君の補欠)

運輸委員会

理事 谷口 慶吉君(谷口慶吉君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家公務員法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

輸出税安売掛金経理臨時措置法案

商工委員会に付託

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二条に基づく使用総調書(その1)

港灣整備促進法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

海運業の再建整備に関する臨時措置法案可決報告書

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

中小企業投資育成株式会社法案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命致したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

五月十九日任期満了の井上富三(満了の後任)

同日任期満了の後任 高田元三郎

同日任期満了の後任 高田元三郎

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命致したいので、社会保険協議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

有澤 廣巳

磯部 喜一

寺尾 琢磨

三好 重夫

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十七年度第三・四半期における国庫の状況報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官官房会計課長浅沼清太郎君外四名(一昨三日議長承認)を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

〇副議長(重政廣徳君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。青田源太郎君から海外旅行のため十五日間、谷村貞治君から病氣のため十六日間、諸君の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇副議長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

昭和三十八年六月五日 参議院会議録第二十三号 議長報告 会議 諸君の件

昭和三十八年六月五日 参議院会議録第二十三号 議長報告 会議 諸君の件

昭和三十八年六月五日 参議院会議録第二十三号 議長報告 会議 諸君の件

昭和三十八年六月五日 参議院会議録第二十三号 議長報告 会議 諸君の件

○副議長(重政庸徳君) 日程第一、日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により、芦原義重君、高田元三郎君を日本電信電話公社経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二、中央社会保険医療協議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により、有澤廣巳君、磯部喜一君、寺尾琢磨君、三好重夫君を中央社会保険医療協議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三、緊急質問の件、

安田敏雄君から、日米加漁業交渉に關する緊急質問が提出されております。安田君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。発言を許します。安田敏雄君。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

○安田敏雄君 私は、日本社会党を代表して、来たる六月十一日をもって有効期間を満了する日米加漁業条約について、政府の所信をただすものであります。

この漁業条約は、一九五三年すなわち昭和二十八年六月十二日の効力発生以来、来たる六月十一日をもって、十年間に及ぶ有効期間を満了するものであります。が、広大な北太平洋のサケ、マス、オヒョウ等の漁場から一方的に日本漁業を締め出したばかりでなく、その影響は、李承晩によって李ラインを正当化するために利用せられたり、日ソ漁業交渉に際してわが国の立場を弱めるなど、わが国の漁業に、はかり知れない打撃と損失をもたらしたことは、いぬめなないところであり、世界にもまれな不平等条約であるといわなければなりません。

このような不合理な条約を当時の日本政府が受諾せざるを得なかったことは、被占領国として、日本漁業がマッカーサー・ラインの狭いワクの中に閉

じ込められていたことと、漁業に関する吉田書簡の約束があったからであり、言うまでもなく、講和条約の前提条件としてダレス特使から要請されたもので、わが国が占領下に置かれたとき調印されたという事情によるものであります。当時の状況としてはやむを得なかったと思いますが、自來、国際情勢の変遷の中で、この条約をめぐる諸条件の変化は、日本漁業にとって、この条約は種々の不合理をかし出し

ていることであります。まず、この条約の基礎となっており、自発的抑止の原則が、資源保護の科学的原則である、と、うたつていながら、その内容は、実は資源配分に関する政治的な方式であり、わが国の漁獲を禁止するために考えられたトリックにすぎないことが明らかとなつて、一九五八年の国際海洋会議において厳正な批判を浴びた経過もあります。そこで、わが党におきましては、期間満了を前にいたしまして、昨年八月十一日付、河上委員長の名をもって、池田総理に対して申入書を提出した次第であります。

簡単にその当時の申し出の内容を紹介いたします。

(一) この条約第十一條の規定に基づき、期間満了後、本条約を終了せしむべき旨の通告を政府は行なうこと。

(二) 平等互惠、資源保存、紛争防止等の原則にのつとつた新しい条約を結ぶこと。

(三) 今後の国際漁業に対する、わが国の基本方針の策定を行なうこと。

以上の申入書は、国際漁業のあり方からいいたしても、わが国漁業の発展のためにも、まことに時機を得た正しいものと私は確信いたしておりますが、この申入書に対する総理の所信のほどをまずお伺いいたします。

次に、質問の第一点は、この条約を廃棄終了させ、新条約を締結することに方針を置くのか、それとも、きわめてつじつまは合わないことであり、また、消極的に改正をはかつていくのか、総理の基本的な方針をお示し願いたいと思ひます。条約第十一條によれば、この条約は、十年間の効力を存続し、その後は、一締約国が他の締約国に対してこの条約を終了させる意思を通告する日から、一年間効力を存続する。と規定されておまして、この条約を廃棄して新条約を作るか、それともそのまま存続させるかの、二つの道しかないことになっております。しかも終了させる意思を通告しなければ、さらに引き続き十一年間効力を持つものと解されておまして、いわゆる改正はできないことになっていたのであります。そこで総理にお尋ねいたしますが、来たる六日から、すなわち明日からワシントンで開かれる日米加漁業

条約締結会議で、正式にこの条約の廃棄を通告するに、日本代表に対して、総理、あなたが指示を与えたかどうかをお聞きたいとします。聞くところによれば、政府は三國間に無条約状態が生れることは、何としても避けなければならないということと、あるいは先方のアメリカ、カナダの国民感情を刺激しないようにとの理由づけをして、廃棄通告をしないので、改正交渉を進めたいと言つて、いるのであります。が、もしそれが可能なりとすれば、一体どこに法的な根拠を求められているのか明らかにされたいのであります。

質問の第二は、この条約は日本漁業にとって片手落ちで不合理なものであるから、わが党は廃棄終了することを主張しておりますが、農林大臣及び外務大臣の御所見を以下の問題についてお伺いいたします。

それは条約の不平等性であります。条約は前文において、各締約国は、自由かつ平等の立場に立つて、資源の保存を促進する義務を負ふべきことを建前とすることを規定しておりますが、その実質は、似て非なる資源保護の原則なるものをわが国に押しつけ、反面、米加兩國に対しては、資源保存のワク内という制限を一応付してはいるが、実質的には資源を最大限に利用することを許していることとあります。現実には日本漁業を西経百七十五度以東の広大な漁場から締め出して

る一方的な取りきめは、本来、平等對待すべき国際条約のあり方にそむくものであり、どのような理由をつけようとしたとしても、不平等条約以外の何ものでもないであります。かかる実情に対する外相の見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、条約の最大の矛盾は、自発的抑止の原則なるものの上に組み立てられている、この条約の非科学性であります。自発的抑止の原則についてのアメリカの主張を、サケ・マスの場合に於てはめてみましょう。アメリカ産のサケ・マスに対する米加両国の漁獲量は、すでに最大限漁獲量、つまり満限に達しているから、それ以上漁獲すれば資源が枯渇するので、この条約の発効前二十五箇年に漁獲を行なっていた日本は、自発的に漁獲を遠慮せよといふことになっております。このアメリカの一方的な主張は、絶対に承認し兼ねる幾つかの問題が生ずるのは、当然なことでもあります。

その第一は、資源論の面であやまちを犯していることでもあります。漁獲だけが魚族の数量変動を生ずる要因であるとの独断は、資源の変動に深い関係を持つ自然的な条件を無視していることでもあります。現実には冷水域による魚族の大量死亡の場合を見ても明らかなことでもあります。

第二に、漁獲量のみが資源の変動をもたらす唯一の要因であるとの独断を

認めるとすれば、当該魚族をどれだけ漁獲すれば、最大の持続的生産であり、資源の利用が満限に達するかいなかは、長期にわたる研究によつて初めて結論されるものでありますが、これを一方的に満限に達していると称して、日本漁業を締め出す口実に使っていることは、まことに不合理もはなはだしと言わなければなりません。また、たとえ自発的抑止が資源保存に有効であるといつたとしても、実質的に漁獲を行なっていないかた国、具体的に日本に対してのみ不当にそれを要求することの結果は、アメリカまたはカナダ両国に漁業の独占権を与えることになり、日本は公海から何らの補償なしに締め出されることになります。不公正であるばかりでなく、公海自由の原則にそむくことになります。この点、農相の所見をお示し願いたいと思います。

質問の第三点は、日本漁民といつたしまして承服できないことは、従来実質的漁獲を行なっていないからといふことの理由で、日本漁業を締め出したことでもあります。かつてわが国は、この水域を価値なきものとして放棄したわけでは毛頭ないのであります。歴史に徴しましても、昭和十二年のころ、アラスカのプリストル湾に試験操業を行なつた際、当時のアメリカから、「たとえ公海で漁獲したにせよ、アラスカのサケは、アメリカ領土内で生ま

れ、資源保存政策によつてアメリカ国民が育成したものであるから、日本が漁獲をすることは、国際信義に反する侵略行為である」と非難されました。当時は日華事変の勃発とも関連いたしまして、米国の対日感情を悪化させることをおそれて、やむなく当時の日本政府は、権利をそのままに、放棄することなく、試験操業のみ中止したものであります。いわば涙をのんで漁獲を中止せざるを得なかつた経過があります。しかるに、この条約締結にあたり、これを逆に利用いたしまして、日本漁業を締め出す口実に使つて、日本に対する二重の干渉であり、断じて納得できないところであります。

結論すれば、日米加漁業条約の基本的理論である自発的抑止の原則は、日本漁業を北太平洋水域から締め出すための不合理な政治的分配の方式にすぎないのでありますが、この点、外相の考え方を伺ひたいします。

だからこそ、この原則なるものは、一九五五年海洋生物資源保存に関するローマ国際会議や一九五八年ジュネーブでの国際海洋会議で、米加代表が懸命の努力を払つてその科学性と正当性を認めさせようとしたにもかかわらず、逆に、国際的な厳正な批判の前に、アメリカの当時のヘリントン首席代表みずから、「抑止の原則は、本質的には科学的な原則ではないことに同意する」と言わざるを得なかつた次第

でございます。自発的抑止の原則は、条約締結の当時より、日本の漁業者によつてもその不当性が叫ばれて参り、以上述べましたように、国際的にもその矛盾が確認された以上、今日新しい時点に立つて漁業交渉を行なうにあたり、米加両国がどのように強い主張をしようとも、公海自由、資源保存の立場に立つて、平等対等の新条約を結ぶことは、日本の外交上重要課題であります。また不平等条約を解消する絶好の機会でもあります。総理は、米加両国の不当の要求を断固として拒否し、わが国の正しい主張を認めさせる努力を払ひ決意を持っているのかどうかを、お聞きしたいと思つております。

次に、質問の第四点は、新条約を締結する場合必要なのは、長期の発展計画を策定することについてであります。今日わが国土における著しい臨海工業の発展に伴い、漁業は沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へとというように、その操業が迫られているとき、国際漁業の解決は重大な課題となつて参ります。したがつて、少なくとも十数年間ぐらいの長期にわたるわが国の漁業を、どのような方向で、どのぐらいの規模で発展させようとしているかの基本的路線をつかんでおくことであると考へます。今回の漁業交渉に限らず、すべての国際条約を結ぶ場合でも、相

ことでは、あまりにも自主性がないことを暴露するものであります。由来、政府の水産行政は計画的に欠け、場当たりな行政だとの批判もありますが、日本漁業の長期発展計画を策定し、それに基づいた水産行政を進めしめる意思があるかどうか、農林大臣の考えをお聞かせ願いたいと思います。

質問の第五は、日米加漁業条約は、締結国を縛るだけで、第三国に対する何らの拘束力を持っていないことでもあります。この条約を締結した当時はそれでもよかつたかもしれませんが、今日となつてはきつめて不十分であります。たとえば、最近のソ連漁業の進出はめざましく、条約水域にトロール漁業がオヒョウを公然と漁獲しております。日本だけが漁獲を抑止する意義が全くなくなつてきたわけであります。条約は何らこれを規制する方法を持っていないのであります。資源を各国が平等に保護し、平等に利用する立場からいまして、同一水域で全く何の拘束も受けずに自由に操業する国があれば、完全に締め出されて漁獲がでない国が存在することは、国際正義に反するものであります。総理は、今回の交渉に際して、条約に参加していない第三国を規制するため、いかなる方法をとられるのかを明らかにされたいのであります。

また、サケ、マスについては、その習性の特異性に基ついて、沖合と沿岸

七三三

建築基準法の一部を改正する法律
案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添へて、報告する。

昭和三十一年五月三十日

建設委員長 木村精八郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、都市の発展に即応する適正な建築物の規模を確保するため、容積地区の制度を設け、その地区内の建築物について、高さの制限に代えて、その延べ面積の敷地面積に対する割合等を規制し、及び建築物の建築等に関する確認手数料の限度額を増額する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

建築基準法の一部を改正する法律

案

右
国会に提出する。

昭和三十一年三月七日

内閣総理大臣 池田 勇人

建築基準法の一部を改正する法律

案

建築基準法の一部を改正する法律

律

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の二」を「第五十九条の三」に改める。

第三条第三項第二号ハ中「特定街区」を「容積地区」に改める。

第六条第六項中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十五条の二中「特殊建築物」の下に、「高さ三十一メートルをこえる建築物」を加える。

第五十六条第三項中「合計」を「合計。以下この節において同じ。」に改める。

第五十九条の二第一項中「建築物の高さの最高限度」を「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度」に改め、「別表第五」欄の各項目に掲げる「を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 特定街区区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の高さは、これらについて第一項の規定により定められた限度以下でなければならない。

4 特定街区区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、第一項の規定

により定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。

第五十九条の二第五項中「別表第五」欄の各項目に掲げる「を削り、「前六条」を「前七条」に改め、同条を第五十九条の三とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

（容積地区）

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画又は土地利用上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、別表第五（一）欄の各号に掲げる容積地区を指定することができる。

2 別表第五（一）欄の各項目に掲げる容積地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同表（二）欄の当該各項目に掲げる限度以下であり、かつ、当該建築物の前面道路（二）以上あるときは、その幅員の最大なもの。以下この項において同じ。）が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

3 建築物の敷地が第四十四条第二項に規定する計画道路（以下この項において、「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上

及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を前項の前面道路とみなして、同項の規定を適用するものとする。この場合において、同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路に係る部分を除いた部分の面積」とする。

4 次の各号の一に該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合は、第二項の規定にかかわらず、その許可の限度内において、同項の規定による限度をこえるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

三 その敷地内に当該地方公共団体の条例で定める規模以上の空地を有し、かつ、その敷地面積が当該条例で定める規模以上である建築物

5 別表第五（一）欄の各号に掲げる容積地区内においては、建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるものの以下でなければならない。

一 住居地域内においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の一・二五倍に二十メートルを加えたもの

二 住居地域外においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の二・五倍に三十一メートルを加えたもの

6 建築物の敷地が公園、広場、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地と隣地との高低の差が著しい場合その他隣地に関する特別事情がある場合における当該隣地との関係についての前項の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

7 第四十八条第二項の規定は第一項の規定による指定をする場合に、第五十七条第三項の規定は第三項及び第四項の規定による許可をする場合に準用する。

8 別表第五（一）欄の各項目に掲げる容積地区内の建築物については、第五十七条及び第五十八条第一項第二号の規定は、適用しない。

第八十二条中「裁定又は同意」を「同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決」に改める。

第八十五条第一項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第八十六条第一項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第

昭和三十三年六月五日 参議院會議録第二十三号 建築基準法の一部を改正する法律案 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

二項から第六項まで、第五十九条の三第三項に改める。
第八十六條の二「若しくは第四項」の下に、「第五十九条の二第二項」を加える。
第九十九条第一項第五号中「第五十九条の二第三項若しくは第四項」を「第五十九条の二第二項若しくは第五十九条の三第三項若しくは第四項」に改め、同項第十二号中「第二項」を「第三項」に改める。
別表第五を次のように改める。

別表第五 容積地区の種別及び容積地区内の建築物の制限

(イ)	容積地区の種別	(ロ)	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種容積地区			十分の十以下
第二種容積地区			十分の二十以下
第三種容積地区			十分の三十以下
第四種容積地区			十分の四十以下
第五種容積地区			十分の五十以下
第六種容積地区			十分の六十以下
第七種容積地区			十分の七十以下
第八種容積地区			十分の八十以下
第九種容積地区			十分の九十以下
第十種容積地区			十分の百以下

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十二条、第八十五条及び第九十九条第一項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

3 この法律の施行の際この法律による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第五十九条の二

第一項の規定により指定されている同法別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区は、この法律による改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第五十九条の三第一項の規定により指定された特定街区と、当該特定街区についての旧法別表第五(ロ)欄の当該各項に掲げる建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合並びに同法第五十九条の二第一項の規定により定められた建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、新法第五十九条の三第一項の規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限とみなす。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 たいだいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における都市の発展並びに建築技術の進歩に伴い、適正な建築物の規模を確保するため、現行法の高さの制限にかえ、容積地区の制度を設けて、土地の合理的かつ効率的な利用をはかり、もって健全な都市を育成しようとするのが目的であるとしております。

すなわち、現行建築物の高さの制限は、住居地域内では二十メートル、住居地域外におきましては三十一メートルであります。この制度を廃し、新たに、土地の性格に応じて、都市計画施設といたしまして、一種から十種までの容積地区を設け、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を規制することによって、都市施設と建築物との均衡をはかりとするものであります。

また、道路の幅員と高さとの関係についても、高さの制限を緩和するとともに、隣地における採光を確保するため、建築物の一定の高さをこえる部分につきまして所要の制限を行なうこととしたしております。

本委員会における質疑のおもな点は、地区指定の方法と現行用途地域制の制限との関係、建築物の容積算定の方法、街路、広場、公園等の適用緩和措置と都市計画との関連、また建築物の高層化による防災施設並びに経済性、その他、電波障害との関係などについてでございます。なお、本案の重要性にかんがみ、参考人より意見を聴取するなど、慎重な審議を重ねられたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了、討論に入り、日本社会党を代表して田中委員から、本案は一步前進ではあるが、技術的に検討を要すべき点もあり、超高層建築物について経済的な点から問題がある。よつて、政令等においてこの点十分留意し、遺憾なきを期せられたい。等の発言がございました。また、民主社会党を代表いたしました田上委員からも賛成の発言がありました。かくて討論を終わり、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第六、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長櫻井志郎君。

審査報告書

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月三十一日

農林水産 櫻井 志郎
委員長
参議院議長重宗雄三殿

参議院議長重宗雄三殿

第二条の改正規定中「五分」を「四分」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、既入植者の営農の振興を図るため、国からこれに貸し付ける資金の利率を引き下げ、その償還期間及び据置期間を延長しようとするものであるが、利率については、開拓営農の現状にかんがみ、原案の年五分を四分に引き下げる事が適切であると認め、所要の修正を行なつた。その他の措置は、おおむね妥当と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律案施行に要する費用として、昭和三十八年度において、約二百八十五万六千円が一般会計予算に計上されている。

なお、修正により、昭和三十八年度は、約五百七十万円の収入減となる見込みである。

三、国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見

貸し付ける資金の利率年五分を四分に引き下げることに異議はない。

附帯決議

政府は、速かに開拓営農振興審議会の答申を尊重して開拓政策の刷新確立を図り、特に当面、次の事項の実現に努むべきである。

一、旧債を整理すること。

二、金利低下の動向及び開拓営農の状況等に即応して、開拓金融を円滑ならしめるとともに、これが金利を引下げること。

三、開墾建設工事を促進すること。

四、第三類農家の離農を円滑ならしめるとともに、その生計を確保するため必要な措置を講ずること。

五、農林金融について制度及び機構等全般にわたりこれを整理すること。

右決議する。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十八年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「九年」を「二十一年」に、「五分五厘」を「五分」に改め、同条第五項中「前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号を「前条第一項第一号又は第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第三号」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に締結した第一条の規定による貸付の契約に係る貸付金の償還については、なお従前の例による。

〔櫻井志郎君登壇、拍手〕

○櫻井志郎君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、既入植者の営農の振興に資するため提案され、政府の原案

では、国からこれらの入植者に貸し付ける営農資金について、その利率を年五分に引き下げ、償還期間を据置期間六年以内を含めて二十一年以内に改めようとするものであります。

委員会におきましては、開拓政策の成果と開拓営農の現況、開拓営農振興審議会の答申と政府の方針、この法律案の意義と効果、農業構造改善事業と開拓事業との関連、開拓金融及びこれが金利等の条件、開拓者の旧債とその整理、不振開拓者の離農、開墾建設工事の状況等が問題になりました。

質疑を終わり、討論に入り、日本社会党を代表して渡辺委員は、一昨年十一月審議会の答申にもかかわらず政府の開拓政策は不備であると批判し、今回の措置も徹底的であるとして、利率を年三分六厘五毛とする修正案を提出され、自由民主党を代表して仲原委員から、開拓営農の現況にかんがみ利率を年四分に引き下げる修正案を提出され、公明会の北條委員は、法案のすみやかなる成立のため、仲原委員提出の修正を加えることに賛成され、第二院クラブの森委員は、将来の改善を期待して仲原委員提出の修正案に賛成され、民主社会党の高山委員は、開拓政策の改善のため渡辺委員提出の修正案に賛成されました。

次いで、国会法第五十七条の三による内閣の意見がただされ、大谷農林政務次官から、原案どおり成立を希望

するが、利率を年四分に引き下げる修正案が成立した場合には、院議を尊重する所存である等の趣旨が述べられ、仲原委員提出の修正案及び内閣の意見をめぐって質疑応答が行なわれ、続いて順次採決の結果、渡辺委員提出の修正案は多数をもって否決され、仲原委員提出の修正案及び修正部分を除く原案は多数をもって可決されました。よって本案は、年利を四分とするよう修正議決すべきものと決定した次第であります。

次いで、仲原委員が代表し、自由民主党、公明会及び第二院クラブの共同をもって、開拓政策の刷新、特に、当面、旧債の整理、開拓金融の円滑と金利の引き下げ、開墾建設工事の促進、第三類農家の離農の円滑と生計の確保措置及び農林金融の制度と機構の整備について、政府の善処を求める趣旨の附帯決議案が提案され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、これに対し、政府側から、検討して努力したい旨の発言がありました。

右御報告申し上げます。（拍手）
○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十三年六月五日 参議院會議録第二十三号 海運業の再建整備に関する臨時措置法案外一件

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第七、海運業の再建整備に関する臨時措置法案、

日程第八、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長金丸富夫君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

海運業の再建整備に関する臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

海運業の再建整備に関する臨時措置法案
海運業の再建整備に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、将来にわたり国民経済における海運の使命を遂行させるため、海運業の再建整備を図ることを目的とする。

(利子の支払の猶予)

第二条 日本開発銀行は、船舶(昭和三十三年四月三十日以前に建造の契約が締結された貨物船及び油送船(運輸大臣が告示で定めるものを除く)並びに総トン数三千トンを以上の旅客船に限る。)の建造に要した資金の融通を行なつてゐる会社であつて運輸大臣の推薦を受けたものが整備計画(第四条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る)を実施したときは、当該会社(当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社)に対し、当該融資契約による利子の支払を猶予することができる。

2 前項の規定による利子の支払の猶予(以下「支払猶予」という)は、第五条第二項の運輸大臣の承認を受けた日(以下「確認日」という)から五年の期間内に支払期日の到来する利子について行なうものとする。

(交付金の交付)
第三条 政府は、日本開発銀行が支払猶予をしたときは、支払猶予に係る利子(以下「猶予利子」という)の額に相当する金額の交付金を

を日本開発銀行に交付するものとする。

2 前項の交付金の交付の時期その他その交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画の提出)

第四条 第二条第一項の推薦を受けようとする会社は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について定めた整備計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

一 当該会社が次のいずれかの企業の集約を行なうこと。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)に規定する船舶運航事業を営む会社と合併し、合併会社(当該合併の後に存続する会社又は当該合併によつて設立される会社をいう。以下同じ)の所有する外航船舶(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて、もつぱら外国航路に就航するものをいう。以下同じ)の量が五十万重量トンを超え、かつ、その所有する外航船舶の量及びその系列会社(海上運送法に規定する船舶運航事業又は船舶賃貸事業を営む会社であつて、合併会社が、発行済株式の総数に対し運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえる株式を保有することにより、その事業活動を支配するものをいう。以下同じ)又は専属会社(合併会社又はその

系列会社に対し、所有する外航船舶の全部について、運輸省令で定める期間をこえて貸渡し(期間備船を含む)又は運輸の委託をする会社であつて、これらの会社と運輸省令で定める密接な関係を有するものをいう。以下同じ)の所有する外航船舶の量の合計量が百万重量トンを超えること。

ロ イに掲げる企業の集約に係る系列会社となること。

ハ イに掲げる企業の集約に係る専属会社となること。

二 当該会社(当該会社が合併し、合併によつて会社が設立される場合にあつては、その設立される会社)が、前号に掲げる企業の集約の完了を予定する日から起算して五年を経過した日の属する決算期までに、政令で定める方法により計算した減価償却の不足を解消すること。

(整備計画の承認等)

第五条 運輸大臣は、前条の規定により提出された整備計画が海運業の再建整備を図るため適切なものであつて、その実施が確実であり、かつ、その実施について、第二条第一項の船舶の建造に要した資金を融通している日本開発銀行以外の金融機関が、当該融資契約による利子であつて同条第二項の期間内に支払期日の到来するものについて、当該支払期日ごとに当該利子の二分の一以上に相当する金額の支払を猶予することが確実

であると認めるときは、当該整備計画を承認し、これを提出した会社を日本開発銀行に推薦しなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた会社(当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社)は、同項の規定による承認を受けた日から運輸省令で定める期間内に、整備計画(前条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る)を実施し、これを実施したことについて運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定による承認については、海運企業整備計画審議会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

(整備計画の変更)
第六条 前条第一項の規定による承認を受けた会社(当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社)は、整備計画を変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る整備計画の変更については、この限りでない。

(猶予利子の使途)
第七条 支払猶予を受けた会社は、猶予利子に相当する金額を日本開発銀行からの借入金の償還に充てなければならない。

(猶予利子の支払)

第八条 支払猶予を受けている会社は、その決算(当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期以前の各決算期に係るものに限る。以下次項において同じ。)において計上した利益(第十四条第一項第一号の規定により不当な経理の是正を勧告した場合においては、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。以下同じ。)の額が当該会社の資本金額(発行済額面株式の株金総額及び発行済額面株式の発行価額の総額をいう。以下同じ。)に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、当該決算期に属する期間に係る猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

2

2 支払猶予を受けている会社は、その決算において計上した利益の額が当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の二分の一に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

第九条 支払猶予を受けた会社は、

その決算(当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期の直後の決算期から当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期までの各決算期に係るものに限る。)において計上した利益の額が

当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の三分の二に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

第十条 支払猶予を受けた会社は、

当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子があるときは、政令で定めるところにより、当該会社に係る確認日から起算して二十年を経過した日までに、これを日本開発銀行に支払わなければならない。

第十一条 支払猶予を受けた会社が

第八条及び第九条の規定により猶予利子を支払うこととなつた場合において、同時に当該決算期について外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第十二条又は第十三条の規定による納付金を国庫に納付すべきこととなる場合には、これらの規定にかかわらず、その支払う猶予利子の額がこれらの規定により算出した納付金の額に満たない場合に限り、これらの規定による納付の義務を負うものとし、その納付金の額は、これらの差額に相当する金額とする。

第十二条 日本開発銀行は、支払猶予を受けた会社から猶予利子の支払を受けることとなつたときは、当該支払を受けることとなつた猶予

利子の額に相当する金額の納付金を国庫に納付しなければならない。

2 前項の納付金の納付の時期その他その納付に關し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画の実施の確保)

第十三条 運輸大臣は、支払猶予を受けている会社が整備計画を実施していないと認めるときは、日本開発銀行に対してその旨を通知するものとする。ただし、やむを得ない事由に基づく認められる場合は、この限りでない。

第十四条 運輸大臣は、必要がある

と認めるときは、運輸大臣に対して支払猶予を受けている会社の整備計画の実施状況に關する調査を求めることができる。

第十五条 日本開発銀行は、第一項の規定

による通知を受けたときは、当該会社に対してした支払猶予を取り消すことができる。

第十六条 第五項第三項の規定は、第一項

の規定による通知について準用する。

第十四条 運輸大臣は、支払猶予を受けた会社に対し、当該会社の猶予利子の支払が終るまでの期間に限り、次の各号に掲げる勧告をするることができる。

(勧告)

一 不当な経理の是正その他経理の改善に關する勧告

二 不当な競争の排除に關する

必要の勧告

2 前条第一項及び第三項の規定

は、支払猶予を受けた会社が前項

第十五条 運輸大臣は、整備計画の

規定による勧告に従わない場合について準用する。

第十七条 運輸大臣は、第五項第一項又は第六項第一項の承認をしよるとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十八条 第十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2 会社の代表者、代理人、使用人

その他の従業者が、その会社の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その会社に対しても同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十

六号末尾に掲載〕

昭和三十三年六月五日 参議院會議録第二十三号 海運業の再建整備に関する臨時措置法案外一件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正

第一条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八箇年度」を「十箇年度」に改める。

（日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正）

第二条 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和三十三年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七年度」を「十二年度」に改める。

第四条第一項中「五分」を「四分」に改め、同条第二項中「十年間」を「十二年間」に、「八年間」を「十年間」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第四條第二項の規定は、昭和三十三年四月一日以後に同法第一條の規定により結ばれる利子補給金を支給する旨の契約に係る利子補給金の限度額の計算について適用し、同日前に同法第一條の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る利子補給金の限度額の計算については、なお従前の例による。

〔金丸富夫君登壇、拍手〕

○金丸富夫君 ただいま議題となりました海運関係二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法案につきましては、去る二月二十七日の本会議におきまして、政府より趣旨説明があり、また、これに対して、日本社会党、第二院クラブ及び民主社会党をそれぞれ代表して、関係議

員より、総理大臣並びに関係大臣に対し質疑が行なわれましたので、この際は、簡潔にその内容を申し上げることにいたします。

まず、海運業の再建整備に関する臨時措置法案は、海運企業の内容が極度に悪化し、また、企業間に過当競争の傾向が見られる海運業の現状にかんがみ、将来にわたり、国民経済におけるその使命を遂行し得るよう、海運業の再建整備をはかりとするものであります。

第一に、一定の企業集約を行なうこと、すなわち、合併を条件とし、自社所有船舶五十万重量トン、扱ひ量を含めて運航船舶百万重量トンを最低基準とする中核企業体となるか、または中核企業体の系列会社あるいは専属会社となること、

第二に、五カ年以内に償却不足を解消することが確実と認められること、

第三に、市中金融機関からも利子の支払い猶予について協力が得られること、

以上の条件を具備するものに對し、開銀の造船融資残高に對する利子の支払いを五カ年間猶予することを骨子とするものであります。

次に、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、海運業

の国際競争力の強化をはかるため、造船融資にかかる利子補給期間を、市中金融機関に對しては七年に、また開銀に對しては十年に、それぞれ延長するとともに、開銀融資に對する船主の金利負担を年四分とするよう利子補給率を引き上げ、また、政府が開銀と利子補給契約を結ぶことができる期間を四年間延長して、昭和四十三年三月三十一日までとしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、四月二十五日に政府より提案理由の説明を聴取した後、二法案を一括し、八回にわたつて質疑を行ない、特に五月二十一日には、学識経験者、金融業者及び海運企業の労使代表のほか、港湾荷役関係者の意見をも聴取する等、これら二法案の重要性にかんがみ、慎重な審議を重ねました。

その詳細は會議録により御承知願ひたいと存じますが、質疑のおもな点を申し上げますと、海運業助成の国民経済的效果、企業集約の目標と二法案の運用方針、企業集約に伴う従業員特に陸上職員の雇用対策、老朽船及び不経済船の処理対策並びにオーナー対策、所得増進計画における船舶保有目標と今後における計画造船の実施方針、内航海運対策、建造船舶大型化の趨勢に伴う中小造船所対策などのほか、海運業の基盤強化に関連して、港湾整備の促進、港湾運送業の育成と労務者対策

など、審議はきわめて広範多岐にわたつて行なわれたのであります。

かくて質疑を終え、二法案を一括して討論に入りましたところ、副委員長は日本社会党を代表して反対意見を表明し、また、天竺委員は自由民主党を、浅井委員は公明会を、中村委員は民主社会党を、加賀山委員は第二院クラブを、それぞれ代表して、賛成意見を表明されました。

かくて討論を終え、採決の結果、二法案は、それぞれ多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案採決後、総務運輸大臣より、討論中の各委員の要望意見に對し、(一) 法律の実施にあつては、実情に即し弾力的運用に努める、(二) 従業員の地位が不当に害されることのないよう努力する、(三) 不経済船舶、内航船についても適切な措置を考究する旨の所信が披瀝されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 両案に對し、討論の通告がございまして、順次発言を許します。相澤重明君。

〔相澤重明君登壇、拍手〕

○相澤重明君 私は、日本社会党を代表いたします。海運業の再建整備及び外航船舶建造融資利子補給のいわゆる海運二法案に對し、反対の討論を行なわんとするものであります。

海運業は、基幹産業として、わが国経済の発展のため重要であることは論を待たないところであり、国際的な視野の中でわが国海運の位置づけを考へるならば、船舶造船、港運事業、労働対策等、海運業及び関連産業全体について前向きな施策を樹立しない限り、国際競争力の培養はおろか、取り残されていくことは、火を見るより明らかであります。今日の海運業の不況をもたらしたものは、歴代保守党の海運政策の貧困そのものにあるのであります。同時にまた、業界自体、十年に一度は戦争があり、戦争があればもうかるのだ、こういう前時代的な感覚や、あるいはまた、景気が悪く、困つてくると、政治力を利用すれば何とかなるという他力本願的、こういうものが、過去におけるところの造船騒動事件、これはまだ国民に耳新しいことである。こういうことが、いわゆる今日のこの不況をもたらしておるのであります。今日、世界の産業構造の激変から見るならば、いかなる国といえども対外競争力とその国の産業の発展の基本になることは、これはもうみんなよく知っているのであります。ところが、残念ながらわが海運界は、構造的な変化に対する対応した相対的な対策が立てられていないから、これが海運界をして前向きに立ち直らせることができなかった原因になっておるのであります。

第一に、本法案の中で政府が考へている海運界に対する考えは、過去の借金の子を猶予してやる、あるいは今後の新しい造船に対する利子補給を行ない、海運業の集約化と企業の自立体制確立を期しているものであります。保有船五十万トン、用船を合わせて百万トン以上という骨子であります。が、基準百万トンについても実は数々の根拠がないのであります。そういうふうなことにみれば、政府はそれを必須条件として、これに従わない船主の将来については何ら対策を考へておらぬ。こんな一方的なことではないのであります。船の所有量は海運経営上業務別に適正化をはかるべきである。いやくもこの法律を通して官僚統制を強化するような、そういうような考へ方、あるいは労使の中に強く介入するようなことは、誠に慎まなければならぬのであります。一たんその方途を誤れば取捨のつかない混乱が起きることは、はつきりしているのであります。

第二は、今回の法案では、海運界の意見というよりは、七人委員会という人たちがよつてこの草案が作られて、その人たちが中心に作ったのであります。金融界、いわゆるこの金融界といわれる銀行屋さんです。銀行が主導権を握るのでありますから、企業の立ち直り、対外競争力の培養強化というよりは、借金を取り上げることに夢中になる。それが主眼となり、国民の血税はいわゆる金融資本家を太らせるだけに終わつてしまふおそれがあるのであります。

第三は、今回の集約化により、従業員の過剰をどうするかということについて、その対策というものを全く持っておらないのであります。従業員の不安は取り除かれていないのであります。業界は金融資本の命ずるこの圧迫によって合理化を強行し、合理化は従業員の首切りということに通じていくのであります。働こうと思つたところへ、さらに合理化という名によつて首切りを行なつて、多くの失業者を製造することになつてしまつてしまふ。政府は、国の宝である働く人々に不安のないように、失業させないという保証を行なうべきであります。

第四は、政府の考へる外航船舶を中心のグループ別集約であります。内航及び港湾、あるいはオーナー問題、あるいは高船価対策、不経済船対策、こういう重要な根本問題ができておらない、手をつけておらないのであり、数年後の取捨すべからざる混乱を巻き起こすことは決定的であります。

第五は、海運企業基盤強化のため積み取り比率及び収益の増大をはかることが重要なことでもあります。政府の外交問題として、シップ・アメリカンに代表されるアメリカ海運政策、あるいは

は新興海運国の台頭等について、十分なる配慮がされておらない。いわゆる先ほどお話がありました対米屈辱のような形ではよくならない。盟外船による定期航路の混乱を防止し、海運の秩序を維持するためには、海上運送法の改正を行なうことが先決であります。わが日本社会党は、このために海上運送法の一部を改正する法律案を提案しているのでありますから、どうか各派の皆さんの御賛同をいただきたいと思います。このような措置が行なわれない限り、海運二法案は全く意味がないのであります。

以上の点をおまじして私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 天竺良吉君。
「天竺良吉君登壇、拍手」
○天竺良吉君 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となつております海運二法案に対し、賛成の討論を行なうものであります。

申すまでもなく、海運業は、基幹産業として、わが国民経済の上きわめて重要な役割をになうものであります。が、戦時補償の打ち切りなど諸般の事情によりまして、海運業の企業内容は極度に悪化し、企業基盤は著しく脆弱化し、現状のままでは、発展途上にあつる国民経済の要請に応じて所要船腹の整備をはかることは、きわめて困難な事情にあります。ここ二、三年来、各界におきまして、国民経済的立場から日本海運強化に関する意見がはるばるとして提唱されるに至りましたことは、まことにゆえなしとしないうところでありまして、この際、将来にわたつて国民経済における海運業の使命を達成させるために、抜本的な助成措置を講じて、その再建整備をはかるとともに、国際競争力を強化することは、まさに喫緊の要務と考へる次第であります。

そこで、この海運二法案は、海運業界に対して集約再編成と徹底した合理化を要請し、政府、金融機関、海運業界が三者一体となつて、海運業の再建整備をはかるとともに、今後の新造船に對しましては、造船利子補給制度を強化し、もつて海運における国際競争力の強化をはかろうとするものであります。まさに、年来の世論の要請にこたへた画期的な海運政策を講じようとするものであります。しかしながら、戦後最低水準に低迷している昨今の世界海運市況のもとにおきまして、短期間に集約的編成を行ない、自立体制を確立するには、海運業界に多大の苦勞があろうかと推察されるのであります。が、関係者相協力して最善の努力を尽くし、二法案の目的が実現されますよう切望してやまない次第であります。

以上をおまじして私の賛成討論を終わります。(拍手)

昭和三十一年六月五日 参議院會議録第二十三号 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案外一件

○副議長(重政庸徳君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第九、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案、日程第十、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること、に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長堀末治君。

審査報告書

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十九日

石炭対策特別委員長 堀 末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の現状にかんがみ、従来の鉱害の補償のための供託金制度に代えて、新たに鉱害賠償積立金制度を設けるとともに、鉱害賠償基金を設立して鉱害賠償積立金の管理及び鉱害賠償資金の貸付け等の業務を行なわせようとするもので、鉱害の被害者の保護を図るとともに、石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するためにおおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

昭和三十一年度一般会計予算に鉱害賠償基金への出資金として三億円が計上されている。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月二十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 鉱害賠償の担保の積立て等(第四条―第十一条)

第三章 鉱害賠償基金

第一節 総則(第十二条―第十八条)

第二節 役員及び職員(第十九条―第二十九条)

第三節 業務(第三十条―第三十三条)

第四節 財務及び会計(第三十四条―第四十二条)

第五節 監督(第四十三条―第四十四条)

第六節 補則(第四十五条)

第四章 雑則(第四十六条―第四十七条)

第五章 罰則(第四十八条―第五十四条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償を担保し、及び促進することにより、被害者の保護を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鉱業権」とは「租鉱権」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権又は租鉱権をいい、「採掘権」とは「租採掘権」とは、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第三条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第四条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第五条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第六条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第七条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第八条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第九条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十一条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十二条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十三条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十四条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十五条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十六条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十七条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十八条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第十九条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第二十条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第二十一条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第二十二条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

第二十三条 この法律は、石炭又は亜炭を目的とする採掘権又は租採掘権をいう。

礎となつた鉱害(次号及び第五号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号から第六号まで)に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

四 当該年度開始前に賠償債務が消滅した鉱害(当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号及び第六号)に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

五 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する復旧工事(以下「復旧工事」という。)であつて当該年度開始前に完了したもので、復旧された鉱害(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

六 当該鉱区に設定された租鉱権の租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の算定の基礎となつた鉱害及び当該年度の鉱害賠償積立金の算定の基礎となる鉱害(当該租鉱権の消滅(鉱区の減少による場合を除く。)があつた場合にあつては、その消滅の日以後に発生し、又は発生することが予想されるものを除く。)

5 租鉱権者の鉱害賠償積立金の額は、当該租鉱区に関する鉱害であつて、前項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害

(同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するものを除く。)並びに同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のもの(当該年度開始後に租鉱権の設定があつた場合における租鉱権者にあつては、その設定の日以後に発生することが予想される当該租鉱区に関する鉱害)を基礎とし、通商産業大臣の定める基準に従い、その鉱害の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長が算定して通知する額とする。

第五條 鉱害に係る被害者は、鉱害賠償請求権に関し、当該鉱区又は租鉱区に係る鉱害賠償積立金であつて基金に積み立てられたもの(次条第一項から第三項までの規定により取りもどすことができる額に相当するものを除く。)につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。

第六條 鉱業権者又は鉱業権の消滅若しくは移転により鉱業権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該鉱区に関する鉱害であつて、第一号(鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者にあつては、第二号)に掲げる鉱害に相当するものうち、第三号及び第四号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、第三号から第五号まで)に掲げる鉱害に相当するもの

以外のものを基礎とし、第四條第四項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

一 当該年度開始前(当該鉱業権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前)に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

二 鉱業権者でなくなつた日の前日まで(当該鉱業権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後鉱業権者でなくなつた日の前日まで)に発生した鉱害

三 当該年度開始前(鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者にあつては、鉱業権者でなくなつた日の前日まで。以下次号において同じ。)に賠償債務が消滅した鉱害(当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号及び第五号)に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

四 復旧工事であつて当該年度開始前に完了したもので、復旧された鉱害(当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。)

五 第四條第四項第六号に掲げる鉱害

2 租鉱権者又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、第四條第四項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のもを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

3 租鉱権の消滅(鉱業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除く。以下同じ。)により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、その消滅の日までに発生したもののうち、第四條第四項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のもを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

4 第四條第一項の積み立てをした者は、前三項の規定により鉱害賠償積立金を取りもどすことができる場合を除き、その鉱害賠償積立金を取りもどすことができない。

5 第一項から第三項までの規定により鉱害賠償積立金を取りもどす

りとする者は、基金に対して払渡しの請求をしなければならない。(権利の承継等)

第七條 鉱業権の移転若しくは租鉱権の設定又は租鉱権の消滅があつた場合において、鉱業権の移転により鉱業権者となつた者若しくは租鉱権者又は租鉱権の消滅に係る租鉱権者の前項第一号又は第三号の規定により租鉱権の移転により租鉱権者でなくなつた者若しくは租鉱権の設定に係る租鉱権者又は租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者が取りもどすことができる鉱害賠償積立金に関する権利を承継することにつきこれらの者の同意を得て、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その鉱害賠償積立金は、その届出をした者が第四條第一項の規定により積み立てをしたものとみなす。

第八條 鉱害賠償積立金に関する権利義務は、相続その他の一般承継があつたときは、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。(鉱業権の取消し等)

第九條 通商産業局長は、第四條第一項の積み立てをしなればならない採掘権者又は租鉱権者が鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三條第二項(同法第八十七條において準用する場合を含む。)の規定による施案の認可又はその変更の認可の申請をした場合において、当該採掘権者又は租鉱権者がその積み立てをしていないときは、当該採掘権者又は租鉱区

について同項の認可をしてはならない。

2 通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなればならない。鉱業権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該鉱区又は租鉱区について、その事業の停止を命じ、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

3 鉱業法第四十条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

(鉱業法の適用除外)

第十条 鉱業法第六章第二節(担保の供託)の規定は、鉱業権者及び租鉱権者並びにこの法律の施行後に鉱業権者でなくなつた者及び租鉱権者でなくなつた者について、は、適用しない。

(利息)

第十一条 基金は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償積立金に利息を付さなければならぬ。

第三章 鉱害賠償基金

第一節 総則

(目的)

第十二条 基金は、鉱害の賠償を担保し、及び促進するため、鉱害の賠償のための担保の管理及び鉱害の賠償に必要な資金の貸付けその他の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十三条 基金は、法人とする。

(事務所)

第十四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十五条 基金の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。

(登記)

第十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十七条 基金でない者は、鉱害賠償基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十一条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができ

(役員欠格条項)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 政党の役員

(役員の解任)

第二十三条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第二十四条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第二十七条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第二十九条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第三十条 基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 鉱害の賠償のための担保の管理
二 鉱害の賠償(復旧工事の施行を含む。)に必要な資金の貸付け
三 前二号の業務に関連して必要な鉱害復旧事業団の業務の調整

四 前各号の業務に附帯する業務(業務の委託)

第三十一条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団又は金融機関に対し、前項第一号又は第二号に掲げる業務(これらの業務に附帯するものを含む。)の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、同項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十二条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、鉱害賠償積立金の出納及びその利息に関する事項その他の鉱害の賠償のための担保の管理に関する業務の方法、貸付金の利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項その他の貸付けに関する業務の方法及び業務の委託の要領等を記載しなければならない。

(貸付金の償還請求)

第三十三条 基金は、第三十条第二号に規定する資金の貸付けを行なつた場合において、当該貸付けを

受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 正当な理由がなく貸付金の償還を怠つた場合

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三 正当な理由がなく貸付けの条件に違反した場合その他通商産業省令で定める場合

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び損害賠償基金債権)

第三十八条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は損害賠償基金債権(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金、は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(準備金)

第三十九条 基金は、積み立てられた損害賠償積立金の残額と附則第十條第一項の規定により取りもどした金銭及び国債並びに同条第二項又は第三項の規定により納付された金銭及び国債の残額との合計額に通商産業省令で定める率を乗じて得た金額以上の額の金銭を準備金として資金運用部に預託しておかなければならない。

2 前項の規定により預託している金銭に対し基金が有する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による差押えの場合は、この限りでない。

(余裕金の運用)

第四十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 資金運用部への預託
三 銀行への預金又は郵便貯金
四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第四十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

ければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)
第四十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

(監督)
第四十三条 基金は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一條第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(大蔵大臣との協議)
第四十五条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十五條又は第三十八條第一項若しくは第二項ただし書の認可(第三十一條第一項の認可にあつては、金融機関に対し委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。

二 第四十二條の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第三十六條第一項又は第四十一條の承認をしようとするとき。

四 第四十條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告及び検査)

第四十六条 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項若しくは第六條第一項から第三項まで又は附則第十條第三項に規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、基金若しくは租賦権者若しくは租賦権者若しくは租賦権者であつた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業局長は、第四條第四項若しくは第五項又は第六條第一項から第三項までに規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、土地若しくは建物その他の物件の所有者若しくは占有者又は被害者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 第四十四條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査に準用する。

(審査請求等についての鉱業法の準用)

第四十七條 鉱業法第七十一条から第七十七条まで(礦山手続等)の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第八十条(審査請求と訴訟との関係)の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

第五章 罰則

第四十八條 第九條第二項の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十九條 第四十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十條 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 第四十六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八條又は前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

に対して各本条の罰金を科する。

第五十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十六條第一項の規定による命令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九條第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつたとき。

五 第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十四條 第十七條の規定に違反して鉱害賠償基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から施行する。

(廃止)

第二條 この法律は、昭和四十七年七月三十一日までに廃止するものとする。

(基金の設立)

第三條 通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四條 通商産業大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第五條 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に鉱害賠償基金という名称を用いている者については、第十七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八條 基金の最初の事業年度は、第三十四條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十

九年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十條 基金は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際現に鉱業法第七十七條第一項の規定により供託されている金銭(金銭に代えて供託されている国債並びに鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十七條の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金銭及び国債を含む)及びその利息を取りもどすことができる。

2 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱業法第七十七條第一項の規定により供託すべき金銭であつてこの法律の施行の日の前日までに供託していないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による供託に代えてその額に相当する額の金銭を基金に納付しなければならぬ。この場合において、納付すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつて代えることができる。

3 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、通商産業省令で定めるところにより、昭和三十一年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに掘

採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円を超えない範囲内において通商産業局長が鉱区又は租鉱区ごとに算定する額の金銭を基金に納付しなければならない。

4 第一項の規定により取りもどし、又は第二項若しくは前項の規定により基金に納入された金銭若しくは租鉱権者若しくは租鉱権者であつた者から納付された金銭及び国債は、基金が管理する。

第十一條 鉱業法第五十五條第五号(鉱業権の取消し)、第五十六條及び第八十三條第二項において準用する第四十條(命令の手続)、第八十三條第一項第四号(租鉱権の取消し)並びに第二百二十條(事業の停止)の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金銭を納付しなければならぬ者に、同法第二百十八條(被害者の権利)、第二百十九條(取りもどし)及び第二百二十一條(権利の移転)の規定は、前条第四項の規定により基金が管理する金銭及び国債に準用する。

2 鉱業法第九條(権利義務の承継)及び第十條(行為の効力の承継)の規定は、前条第二項及び第三項並びに前項において準用する同法の規定に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務並びにこれらの規定によつてした手続その他の行為に準用する。

第十二條 供託法(明治三十二年法律第十五号)第三條及び第四條ただし書(利息等)の規定は、附則第十條第一項又は第二項若しくは第三項の規定により基金が取りもど

した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円を超えない範囲内において通商産業局長が鉱区又は租鉱区ごとに算定する額の金銭を基金に納付しなければならない。

し、又は基金に納付された金銭又は国債に準用する。

第十三条 附則第十一条において鉱業法第二百二十条を準用する場合の違反については、同法第九十二条及び第九十四条(罰則)の規定を準用する。

(登録税法の一部改正)

第十四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「鉱害賠償基金」を、「臨時石炭鉱害復旧法」の下に「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害復旧事業団」の下に「又ハ鉱害賠償基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海外経済協力基金」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

審査報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月二十九日

石炭対策特 堀 末治
別委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の現状にかんがみ、鉱害の復旧工事の特例をはじめ、鉱害の復旧を促進すべき地域の指定、賠償義務者が存しなくなつてゐる場合の措置、農地復旧の際の納付金算定基礎の修正、鉱害調査員制度の法制化等の内容であつて鉱害の復旧を促進するためにおおむね妥当な措置であると認める。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、石炭鉱業合理化の進展に伴い、鉱害特に無資力鉱害の激増が懸念され、地域社会の不安が増大してゐる現状にかんがみ、民生安定の見地から今後の鉱害処理対策の充実及び迅速化をはかるとともに、終閉山後のかんがい排水施設の維持管理並びに上水道の地元市町村への引継ぎについては市町村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずるよう検討すべきである。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(復旧工事の特例)

第二条の二 鉱害が生じている土地の本有してゐた効用を回復することが著しく困難又は不適当と認められる場合において、これに代

えて当該効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事であつて政令で定めるもの及びこれに附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者がその鉱区又は租鉱区に係る事業を廃止した場合において、当該鉱区又は租鉱区の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧することが特に必要であると認めるときは、その地域を鉱害の復旧を促進すべき地域として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による地域の指定があつた場合において、当該地域内において農地及び農業用施設又は家屋等について生じている鉱害に係る被害者がその鉱害を復旧することにつきそれぞれその被害に係る被害者の総数の三分の二以上の同意を得たときは、当該被害者は、その同意書及び鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責めに任ずべき者(以下「賠償義務者」とい

う。)の当該鉱害を復旧することについての同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

4 事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申出を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならない。

5 事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、遅滞なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十九条第一項中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「前項の規定により公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は」を「前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に關し、同項の規定により見込納付金額若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者が存しなくなつてゐるとき」を加える。

第五十条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五条第二項若しくは第三項の規定により賠償する責に任ずべき者(以下「賠償義務者」とい

う。)の当該鉱害を復旧することについての同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

償義務者」といふを「賠償義務者」に改める。

第五十一条第一項第一号中「当該貸賃価格がない農地」の下に「又は当該貸賃価格によることが不当と認められる農地」を加え「価格」とし、「価格」とするに改め、「当該貸賃価格が損害を生じたことにより修正されているためこれによることが不当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。」を削り、「二千を下らず五千」を「五千を下らず一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号から第三号まで及び前号の規定にかかわらず、鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように工事が施行される土地については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金を控除した残額

第五十二条に次のただし書を加える。

ただし、賠償義務者が存しなくなつていない場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額の範囲内において被害者が受ける利益については、この限りでない。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に改める。

に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたとき」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつていないとき」を加え、同条第二項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「又は負担金の額を」若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」に改める。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「(第六項に規定するものを除く。)」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事に係るものであるときは、同項の認可を申請する被害者の同意書を添附しなければならない。

第七十三条第一項中「復旧」の下に「(農地の復旧にあつては、その本来有していた効用の回復に限る。以下第七十五条及び第九十四条第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「損害賠償請求権の下に」(賠償義務者が存しなくなつていない場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者に対して有すべき

こととなるものを含む。以下同じ。)」を加える。

第九十四条第五項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつていない場合」を、「負担金の額」の下に「又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」を加える。

第九十七条の見出し中「事務経費」を「事務経費等」に改め、同条第二項中「事務経費の一部」の下に「並びに賠償義務者又は第五十二条の受益者が第五十二条の二の規定により納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつた場合及び賠償義務者が存しなくなつていない場合における第七十三条第六項、第七十四条第六項若しくは第七項又は第七十七条第四項の規定による支払に要する費用」を加え、「であつて、第二項第三項に規定する事務費に対するもの」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(鉱害調査員)

第九十七条の二 鉱害の原因、賠償責任の範囲その他の鉱害に関する事項について、科学技術による調査を行なわせるため、通商産業省に鉱害調査員を置く。

2 鉱害調査員は、非常勤とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十一年度以降の復旧事業計画に係るものに適用する。

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 たいい議題となりまして石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における石炭鉱業の合理化の急速なる進展に伴い、石炭鉱害につき有効適切な対策を求める声がますます高まっております。特に、炭鉱閉山後において発生する鉱害処理に不安があり、また、石炭鉱業の資金事情の悪化により賠償遅延のおそれがあるなど、現地の情勢はまことに深刻なものがあるのであります。したがって、鉱害対策もまたこれに即応し、鉱害賠償資金を確保して、被害者の保護と鉱害復旧の促進体制を整備することが急務であります。このためこの二法案が提出されることとなつたのであります。

まず、二法案の概要を申し上げますと、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案は、鉱害賠償のための担保の供託制度にかえて、新たに鉱害賠償積立金等の制度を設けることとし、被害者は、この積立金について、供託金と同様に、優先弁済を受ける権利を有することとしております。他方、政府の全額出資による資本金三億円の鉱害賠償基金という特殊法人を設立し、この基金をして右の鉱害賠償積立金を管理せしめ、必要に応じて鉱害賠償や復旧工事のための資金を貸し付ける等の業務を行なわせることとするのであります。なお、この法律は、臨鉱法と同じく、昭和四十七年七月末までの臨時法となつております。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、

第一点として、鉱害の復旧工事を施行する際に、今までは現状回復と称し、もとの姿に復旧するのが建前でありましたが、その土地を従前の姿に復旧することが不適当であるというような場合には、他の用途として復旧することができるとするのであります。

第二点は、終閉山炭鉱の鉱害が発生している地域で鉱害復旧を急ぐ必要がある場合には、まず通産大臣がその地域を指定し、その地域内の被害者総数の三分の二以上の申し出があれば、鉱害復旧事業団は、その復旧計画を作成し、これを促進することもできることとするのであります。

第三点は、会社の解散等によつて賠償義務者がなくなつた場合でも、無資

料で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十一年度以降の復旧事業計画に係るものに適用する。

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十一年度以降の復旧事業計画に係るものに適用する。

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政

力損害と同様に、鉱害復旧が行なえることとするのであります。

その他、鉱害復旧事業団への国庫の補助金を拡大したり、農地復旧の際の納付金の算定基礎を修正してこれを引き上げ、鉱害調査員の制度を設けるなどのこととあります。

本委員会におきましては、便宜この二法案を一括して審査いたしました。が、質疑におきましては、炭鉱閉鎖により、ますます窮迫する市町村財政の問題、並びに、氾濫排水、飲料水等の施設を維持管理する機構と、その費用補助の問題等を中心に、民生安定のため鉱害復旧をいかにして迅速かつ適切に行なうかという点で、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、二法案を一括して討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して阿貝根委員から、二法案に賛成の意見が述べられるとともに、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正法案に対して、

政府は、石炭鉱業合理化の進展に伴い、鉱害持に無資力鉱害の激増が懸念され、地域社会の不安が増大している現状にかんがみ、民生安定の見地から今後の鉱害処理対策の充実及び迅速化をはかるとともに、終閉山後のかんがい排水施設の維持管理並びに上水道の地元市町村への引継ぎ

については、市町村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずるよう検討すべきである。

との附帯決議をつけた旨の発言がございました。

次いで自由民主党を代表して御木委員が、公明会を代表して二宮委員が、それぞれ二法案及び阿貝根委員提出の附帯決議案に賛成の意見を述べられました。

討論を終わり、二法案を順次採決いたしましたところ、二法案とも、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで阿貝根委員提出の附帯決議案も、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。(拍手)

副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。

よって両案は可決せられました。

副議長(重政庸徳君) 日程第十一、

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長石谷憲男君。

審査報告書

地方財政法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月三十日

地方行政 石谷 憲男
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県が行なう高等学校の施設の建設事業費について、これを市町村に負担させ、又は住民に転嫁してはならないこととし、地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき、地方公共団体が負担し、支弁し又は補助するために要する経費について、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができるようにする等の改正を行なうものであつて、妥協措置と認めた。

なお、別紙のごとき附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に必要な経費は、昭和三十八年度地方債計画及び同年度

の地方交付税総額に見込まれてい

附帯決議

財政秩序の確立は地方財政の健全な運営の基本をなすものであることにかんがみ本法の実施に伴い、政府は国に対する地方公共団体の寄附金等の禁止規定を守るとともに、次の諸点を検討し、この際、問題の根本的解決をはかるべきである。

一、補助単価あるいは事業認証額等、実情に適合しないものがあるからすみやかにこれを是正すること。

一、住民の寄附にはなお不適当のものもあるからこれが排除をはかること。

一、高校建設については、事業費に不足を生ずることのないよう、改正規定の趣旨の実現をはかること。

右決議する。

地方財政法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「その他の建設事業」の下に「高等学校の施設の建設事業を除く。」を加える。

第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(鉱害復旧事業に係る地方債の特例)

第三十三条の三 地方公共団体が地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するため要する経費又は都道府県が同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するため要する経費については、第五条の規定に

かわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができ

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び第二十七条の三を第二十七條の四とし、第二十七條の二の次に一條を加える改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方財政法(以下この項において「新法」という。)第二十七條第一項の規定は、都道府県がこの法律の公布の日までに改正前の地方財政法第二十七條の規定によりした処分で当該処分に基づき市町村の負担金額の支出が昭和三十一年四月一日以後になされるものに、新法第二十七條の三の規定は、この法律の公布の日までになされた都道府県と住民との契約に基づいて住民に負担させる場合でその契約の履行が昭和三十一年四月一日以後になされるものについては、適用しない。

(地方交付税法の一部改正)

3 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條第二項の表測定單位の數値の算定の基礎の欄中

「(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌、地帯災害防除及び振興(以下「特殊土壌等」という。)の事業計画に基づく事業に係る地方債の元利償還金(以下「特殊土壌等地方債」という。)の当該年度における償還金」

「(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌、地帯災害防除及び振興(以下「特殊土壌等」という。)の事業計画に基づく事業に係る地方債の元利償還金(以下「特殊土壌等地方債」という。)の当該年度における償還金」

「(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌、地帯災害防除及び振興(以下「特殊土壌等」という。)の事業計画に基づく事業に係る地方債の元利償還金(以下「特殊土壌等地方債」という。)の当該年度における償還金」

「(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌、地帯災害防除及び振興(以下「特殊土壌等」という。)の事業計画に基づく事業に係る地方債の元利償還金(以下「特殊土壌等地方債」という。)の当該年度における償還金」

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二條第二項の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

〔石谷憲男君登壇、拍手〕

○石谷憲男君 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、第一に、地方公共団体の財政秩序の適正化をはかるため、都道府県が行なう高等学校の施設の建設事業費について、これを市町村に負担

の關係、国立高専の設置に伴う地元負担等につき熱心なる質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細は會議録に譲ります。

五月三十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西郷委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、なお、次の附帯決議案を提出されました。その内容は、

財政秩序の確立は地方財政の健全な運営の基本をなすものであることにかんがみ、本法の実施に伴い、政府は国に対する地方公共団体の寄附金等の禁止規定を守るとともに、次の諸点を検討し、この際、問題の根本的解決をはかるべきである。

一、補助率あるいは事業認定額等、実情に適合しないものがあるから、すみやかにこれを是正すること。

一、住民の寄附にはなお不適当のものもあるから、これが排除をはかること。

一、高校建設については、事業費に不足を生ずることのないよう、改正規定の趣旨の実現をはかること。

というものであります。

かくて討論を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定し、次いで附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもって委員会

の決議とすることに決定いたしました。なお、附帯決議に対し、篠田自治大臣から、決議の趣旨を尊重し、地方財政の健全な運営をはかる旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認められます。よって本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第十二、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月三十日
内閣委員長 村山 道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外国貿易の実情等にかんがみ、大蔵省の附屬機関として、関税中央分析所を設けるとともに、大蔵省の定員を二二名増加し、また、本年三月三十一日に既に設置期限を超過した金融機関資金審議会を、この法律施行の日に新たに置かれるものとする等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため要する経費として、約四千六十万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

(小字及び一は衆議院修正)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「会計事務職員研修所」を「会計事務職員研修所」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(関税中央分析所)

第十六条の五 関税中央分析所は、輸出入貨物に關し、高度の専門技術を要する分析を行なうとともに、分析に必要な試験、研究及び調査を行なう機関とする。

2 関税中央分析所は、横須賀市に置く。

3 関税中央分析所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七条第一項の表中臨時しよう脳事業審議会の項を削る。

第二十四条の表門司税関の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第四十九条第一項の表中「一五、九一六人」を「一六、〇三七七人」に、「六六、八六七人」を「六六、九八八人」に改める。

附則第四項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、大蔵省設置法第二十四条の改正規定。

及び附則第二項の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万六千四百四十人とする。

3 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。

「村山道雄君登壇、拍手」

○村山道雄君 たいだいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において、施行期日等について一部修正の上、本院に送付されたものでありまして、その改正の要点は、第一に、輸出入貨物に關し高度の専門技術を要する分析、研究等を行なうため、大蔵省の付屬機関として関税中央分析所を設置すること。

第二に、関税中央分析所の設置及び税関業務の増加に対処いたしまして、大蔵省の定員を百二十一人増加すること。第三に、本年三月三十一日までに設置期限を超過いたしました金融機関資金審議会をこの法律施行の日に新たに置かれるものとする等であり

決すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十三、日本原子力船開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長田上松衛君。

審査報告書

日本原子力船開発事業団法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月三十一日

科学技術振興対策特別委員長 田上 松衛

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与するため、日本原子力船開発事業団を設立しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として、日本原子力船開発事業団に対する政府の出資金一億円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

日本原子力船開発事業団法の施行にあつて、政府は、次の事項に關し、特に配慮すべきである。

一、原子力船の開発、利用は、あくまで平和目的に限られるべきものであること。

二、原子力船の建造には、極力国産技術を活用すること。

三、原子力船の安全性の確保については勿論、第三者に災害を及ぼさないよう万全を期すること。

四、原子力船開発利用の重要性にかんがみ、事業団の人的構成について

は、その設立の趣旨に沿うよう持に慎重を期すること。
右決議する。

日本原子力船開発事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

日本原子力船開発事業団法案
日本原子力船開発事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)	第二章 役員等(第十一条—第二十二條)	第三章 業務(第二十三條—第二十四條)	第四章 財務及び会計(第二十五条—第三十四條)	第五章 監督(第三十五条—第三十六条)	第六章 雑則(第三十七條—第四十條)	第七章 罰則(第四十一條—第四十三條)	附則	第一章 総則	(目的)	第一条 日本原子力船開発事業団は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、原子力船の開発を行ない、も
-----------------	---------------------	---------------------	-------------------------	---------------------	--------------------	---------------------	----	--------	------	---

つてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本原子力船開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、一億円と事業団の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、事業団の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資証券)

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(定款)

第七条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び顧問並びに會議に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び會計に関する事項

八 公告に關する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 事業団でない者は、日本原子力船開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住

所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十三条 理事長及び監事は、原子力委員会(原子力委員会)の意見をきいて、主務大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十四条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、事業団と取引上密接な利害關係を有するもの若しくは海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十条第二項に規定する船舶運送事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十六条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長及び監事にあつては、原子力委員会及び監事の意見をきいて、専務理事及び理事にあつては、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると。

(役員等の兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に關する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験がある者のうちから、主務大臣の認可を受け

て、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十二条 事業団の役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと。
- 二 前号の規定により建造される原子力船の乗組員の養成訓練を行なうこと。
- 三 前二号に掲げる業務に關する調査及び研究を行なうこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 五 前四号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第六号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、主務大臣が定める原子力船の開発に關する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

2 主務大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、原子力委員会の決定を尊重しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の送付)

第二十八条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に關する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。)

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をするることができる。

(前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。)

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十二条 事業団は、総理府令・運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(総理府令・運輸省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令・運輸省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十五条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所若しくは船舶に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他

昭和三十一年六月五日 参議院會議録第二十三号 日本原子力船開発事業団法案

七五一

の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣)

第三十八条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

(科学技術庁長官への委任)

第三十九条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第四十条第三項、第七條第二項、第二十三條第二項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の規定による認可

二 第二十七條第一項又は第三十三條の規定による承認

三 第三十一條第一号の規定による指定

四 第三十六條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査
(大蔵大臣との協議)

第四十条 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)及び運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第七條第二項、第二十三條第二項、第二十六條、第三十條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。

三 第二十七條第一項又は第三十三條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十一條第一号の規定による指定をしようとするとき。

(罰則)

第四十一条 第三十六條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした

事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣(第三十九條の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)及び運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(廃止)
第二条 この法律は、昭和四十七年三月三十一日までに廃止するものとする。

(事業団の設立)
第三条 主務大臣は、第十三條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 主務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第四十条の規定は、前項の認可をしようとする場合について準用する。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し事業団に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

第六条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資の払込みを求めなければならない。

2 設立委員は、出資の払込みがあつた日において、その事務を附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七條 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 事業団は、設立の登記をするによつて成立する。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に日本原子力船開発事業団という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。

(登録税法の一部改正)
第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「新技術開発事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に、「日本原子力船開発事業団法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十号中「畜産振興事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「及び畜産振興事業団」を、「畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び畜産振興事業団」を、「畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十七条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「新技術開発事業団」の下に、「日本原子力船開発事業団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 日本原子力船開発事業団を監督すること。

第二十四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 日本原子力船開発事業団に関すること。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十九条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「及び原子燃料公社」を、「原子燃料公社及び日本原子力船開発事業団」に改める。

〔田上松衛君登壇、拍手〕

○田上松衛君 ただいま議題となりました日本原子力船開発事業団法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

原子力基本法の精神にのっとり、平和利用の方法として、わが国でも原子力船を建造する研究と計画が進められて参りましたが、政府は今回、その

第一船として、総トン数約六千トンの海洋観測船を、九年間の年月と総額約六十億円の経費をもって作り、平和利用と造船海運の発達に資することとし、その研究開発を行なう機構には事業団が適当であるとして、この法律案を提案して参つたのであります。

本法律案のおもな内容を申し上げますと、

第一に、本事業団は、政府及び民間の共同出資による法人であり、昭和三十一年度においては、政府出資一億円と民間出資五千万円で発足することになっております。

第二に、本事業団は、主務大臣として内閣総理大臣と運輸大臣が当たりますが、総理大臣の権限は大幅に科学技術庁長官に委任されます。また、役員のうち、理事長及び監事は主務大臣の任命となっております。

第三に、本事業団の業務は、原子力船の設計建造から、その運航及び乗組員の訓練にまで及び、あわせてこれらの業務に関する調査と研究成果の普及を行なうものであります。

第四に、本事業団の業務の運営は、主務大臣が定める基本計画に基づいて行なわれますが、その策定にあつては、原子力委員会の決定を尊重することになっており、役員の任命についても、同委員会の意見を聞くことになっております。

第五に、本事業団は昭和四十七年三月三十一日までに廃止するものとしております。

本案は、二月二十二日予備審査のため当委員会に付託されて以来、長期にわたつて慎重に審査を行なつて参りました。

その質疑のおもなるものは、事業団という形態で開発する理由、原子力船の経済性特に原子燃料の価格及び供給

の現状と見通し、原子力船の安全性並びにその災害予防対策と補償問題、原子力船開発が軍事目的に転用される危険性、事業団役職員の任命、身分及び労働条件等々から、各般の問題にまで及んでおりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、五月二十一日質疑を終了、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各派共同提案による次の要旨の附帯決議が、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定されました。すなわち、

一、原子力船の開発、利用は、あくまで平和目的に限られるべきものであること。

二、原子力船の建造には、極力国産技術を活用すること。

三、原子力船の安全性の確保については勿論、第三者に災害を及ぼさないよう万全を期すること。

四、原子力船の開発利用の重要性にかんがみ、事業団の人的構成については、その設立の趣旨に沿うよう特に慎重を期すること。

右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十四、中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

中小企業投資育成株式会社法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十三日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

中小企業投資育成株式会社法案
中小企業投資育成株式会社法

(会社法の一部)
第一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実に

促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

（会社の数及び事務所）

第二条 中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）は、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋及び大阪市に置く。

（株式）

第三条 会社の株式は、面額株式とする。

2 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第十九条の規定にかかわらず、会社の発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、かつ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条第二項の規定は、前項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

4 第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行価額の総額は、六億円をこえることができないものとし、その引き受ける優先株式の数は、会社ごとにその発行済み株式の総数の三分の一をこえることができないものとする。

5 第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

6 第二項の規定による優先株式の引受けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなし、当該優先株式に対する配当（第五条第三項又は第四項の規定により支払を受ける金額を含む。）は、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の適用については、同法第五十条第三項に規定する収入とみなす。

7 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四条 会社は、他の法令の規定にかかわらず、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する旨及び当該優先株式の数を定款に記載しなければならない。

2 会社は、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する前に、当該優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当に関する優先株式消却計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五条 会社は、毎営業年度における利益のうちから、次の各号に定めるところにより、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当をしなければならない。

一 利益のうち、優先株式消却計画に定める金額の当該優先株式の消却への充当

二 前号の金額を控除してなお利益があるときは、当該優先株式に対して優先株式消却計画に定める割合（以下「優先配当割合」という。）に達するまでの金額の配当への充当

2 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却は、額面金額により行なう。

3 第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式に対する配当金額が優先配当割合（優先株式消却計画において二以上の優先配当割合を定めたときは、その最も大きい割合）によつて計算した金額に達しない営業年度があつたときは、当該会社は、その不足額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、当該優先株式の総数の消却を終わつた営業年度以後の各営業年度における利益のうちから、公庫に対して支払わなければならない。

4 会社が前項の不足額の全部を支払う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支払われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支払わなければならない。

5 公庫に対する残余財産の分配については、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式以外の株式に優先して当該優先株式の額面金額を支払ふものとする。

（商号の使用制限）

第六条 会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第七条 会社の代表取締役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任の議決は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（事業の範囲）

第八条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本の額が五千万円以下の株式会社であつて、その業種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに属する事業を主たる事業として営むものの発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 前号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（同号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行なう事業

四 前三号の事業に附帯する事業

2 会社は、前項第一号又は第二号の規定により新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社の資本

の額が一億円をこえることとなるときは、その新株を引き受けてはならない。

（事業に関する規程）

第九条 会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、次の事項を定めておかなければならない。

一 新株の引受けの相手方の選定の基準、新株の引受けの際の評価の基準、新株の引受けの限度、株式の保有期間及び株式の処分の方法

二 前条第一項第三号に掲げる事業に係る手数料

（事業計画等）

第十条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第十一条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十二条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十三条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(協賛)

第十四条 通商産業大臣は、第三条第七項、第四条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社の発行する株式の総数を変更するものに限り、その認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公庫の貸付け)

第十六条 公庫は、中小企業金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

な長期資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

(罰則)

第十七条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十八条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十九条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会

社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三条第七項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第八条第二項の規定に違反して、新株を引き受けたとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

五 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

3 設立委員は、定款及び会社の発行する優先株式に係る優先株式消却計画を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式につき、株主を募集しなければならない。

6 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7 設立委員は、株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があるときは、当該会社につき公庫が引き受ける優先株式の数を相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に対し優先して割り当てなければならない。

8 商法第六十七條、第八十一条及び第八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

9 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

10 事業計画等についての経過規定は、会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

11 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 中小企業投資育成株式会社に關すること。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

12 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第五條中「百六十億円」とを「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」とを「金額の」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

13 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條中「第十三條第一項又は」を「第十三條第一項若しくは」に改め、「配当をしたとき」の下に、「又は中小企業投資育成株式会社が中小企業投資育成株式会

社法(昭和三十八年法律第 号)第五條第一項の規定により利益から優先株式(中小企業金融公庫が同法第三條第二項の規定により昭和三十八年四月一日から昭和三十

九年三月三十一日までの間に引き受けたものに限り)に対する配当をしたとき」を加える。

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 ただいま議題となりました中小企業投資育成株式会社法案につきましても、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、中小企業の経営の安定と近代化を促進するには、中小企業の自己資本の充実に急務であることにかんがみまして、中小企業に對しまして投資等を行なうところの中小企業投資育成株式会社を設立しようとして提案せられたものであります。

本法案の内容について申し上げますと、

第一に、この会社は、東京、名古屋、大阪の三カ所に設立し、産業構造高度化等に寄与する業種に属する中小企業の増資新株を引き受け、これを保有し、証券市場に転売し得るに至ったときにこれを処分することとしたとして、その間、その中小企業の要請によりまして、経営、技術の指導をもあわせ行なうことを業務とすることになっております。

第二に、中小企業金融公庫は、六億円を出資して、投資育成株式会社株式総数の三分の一以内を優先株の形で引き受け、また長期資金を貸し付けることもできるようにするものであります。

第三には、会社の適正な運営を期するために、役員を選任、事業計画、定款等については、通商産業大臣の認可を要することにしてあります。

当委員会におきましては、終始熱心に審査が行なわれたのでありますが、その質疑のおもなものを申し上げますと、本法のごとき特殊会社設立の必要

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十五分散会

議員

議長 重政 廣徳君

森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 坪山 徳弥君
沢田 一精君 林 塩君
鬼木 勝利君 石田 次男君
野知 浩之君 二本 謙吾君
大竹 平八郎君 中尾 辰義君
島島 徳次郎君 赤間 文三君
加賀山 之雄君 北條 尚八君
増原 恵吉君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 堀本 宜実君
奥 むめお君 高瀬 莊太郎君
和泉 覺君 松平 勇雄君
最上 英子君 市川 房枝君
二宮 文造君 小平 芳平君
岩沢 忠恭君 河野 謙三君
三木 與吉郎君 白木 義一郎君
辻 武寿君 太田 正孝君
笹森 順造君 中上 川アキ君
北口 龍徳君 山崎 齊君
丸茂 重貞君 源田 実君
栗原 祐幸君 熊谷 太三郎君
久保 勘一君 川野 三暁君
天竺 良吉君 石谷 憲男君
植垣 弥一郎君 徳永 正利君
井川 伊平君 鹿島 俊雄君
仲原 善一君 中野 文門君

豊田 雅孝君 竹中 恒夫君
村上 春蔵君 山下 春江君
山本 利壽君 武蔵 常介君
佐藤 芳男君 青柳 秀夫君
平島 敏夫君 鍋島 直紹君
堀 末治君 藤野 繁雄君
新谷 寅三郎君 西郷 吉之助君
紅 露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 田中 茂雄君
大野 木次郎君 寺尾 豊君
植竹 春彦君 井野 碩哉君
日高 広為君 小西 英雄君
上林 忠次君 野上 進君
温水 三郎君 木島 義夫君
岸田 幸雄君 川上 為治君
北畠 教真君 金丸 富夫君
櫻井 志郎君 松野 孝一君
大谷 藤之助君 江藤 智君
稲浦 龍蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 岡村 文四郎君
小川 幸弘君 梶原 茂嘉君
小林 武治君 高野 一夫君
吉武 恵市君 高橋 衛君
石原 幹市郎君 小柳 牧衛君
中山 福蔵君 小山 邦太郎君
郡 祐一君 安井 謙君
高橋 進太郎君 木村 篤太郎君
津島 壽一君 迫水 久常君
斎藤 昇君 小宮 市太郎君
矢山 有作君 野々山 一三君
柳岡 秋夫君 長谷川 仁君
瀬谷 英行君 稲葉 誠一君
吉田 忠三郎君 渡辺 勘吉君

村山 道雄君 田中 清一君
大森 創造君 豊瀬 禎一君
鶴岡 哲夫君 佐野 廣君
後藤 義隆君 林田 正治君
武内 五郎君 柴谷 要君
小柳 勇君 北村 暢君
横山 フク君 白井 勇君
伊藤 顯道君 光村 基助君
秋山 長造君 岡 三郎君
近藤 鶴代君 村松 久義君
大倉 精一君 松澤 兼人君
藤田 藤太郎君 中村 順造君
下村 定君 田中 一君
木村 禧八郎君 阿部 竹松君
戸叶 武君 久保 等君
岩間 正男君 須藤 五郎君
野坂 参三君 鈴木 市蔵君
小林 武君 佐藤 芳雄君
杉山 善太郎君 高山 恒雄君
安田 敏雄君 千葉 千代世君
山本 伊三郎君 横川 正市君
鈴木 強君 相澤 重明君
鈴木 壽君 森 元治郎君
田上 松衛君 向井 長年君
永岡 光治君 藤田 進君
亀田 得治君 阿具根 登君
近藤 信一君 田畑 金光君
天田 勝正君 米田 勲君
成瀬 幡治君 小酒 井義男君
佐多 忠隆君 藤原 道子君
村尾 重雄君 椿 繁夫君
大和 与一君 羽生 三七君
赤松 常子君 曾祢 益君

國務大臣

内閣總理大臣

池田 勇人君

外務大臣

大平 正芳君

大蔵大臣

田中 角榮君

厚生大臣

西村 英一君

農林大臣

重政 誠之君

通商産業大臣

福田 一君

運輸大臣

綾部健太郎君

郵政大臣

小沢久太郎君

建設大臣

河野 一郎君

自治大臣

篠田 弘作君

國務大臣

近藤 鶴代君

政府委員

内閣官房副長官

八田 貞義君

内閣法制局長官

林 修三君

内閣法制局
第一部長

山内 一夫君

通商産業
政務次官

上林 忠次君

運輸省海運局長

辻 章男君

〔第二十号参照〕

審査報告書

砂防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月十六日

建設委員長 大村 禮八郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、指定土地内の政

令で定める天然の河岸が災害を受

けて著しく欠損又は埋没し、治水

上砂防のため復旧を必要とする場

合には、これにつき砂防法中の砂

防設備に關する規定を準用するこ

ととし、災害復旧事業費の負担関

係において砂防設備と同様な取扱

いをする事ができるみちを開こ

うとするものであつて、おおむね

妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

採石法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年五月十六日

商工委員長 赤間 文三

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、採石法の施行後の状況にかんがみ、採石による公害を防止するため、採石業に対する監督措置を強化しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

昭和三十八年六月五日 参議院会議録第二十三号

七五八

明治二十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
（ただし良質紙は二十円）
（送料とも）

所發行

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 九〇六
官報 九〇七 代刊